

秋田市北部墓地管理業務委託仕様書

I 業務概要

- 1 件 名 秋田市北部墓地管理業務委託
- 2 委託場所 秋田市飯島字堀川 8 4 番地内 秋田市北部墓地
- 3 委託期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

II 管理業務の実施

- 1 受託者は、業務着手前にその目的を遂行するために必要な手順工程等について書面で委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、その区域全体を把握し、墓地利用者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受託者は、各作業を行う前に委託者へ事前に連絡しなければならない。
- 4 受託者は、業務完了後に、業務完了報告書、業務日誌のほか、業務内容がわかる写真（作業前、作業中および作業後）を委託者に提出しなければならない。
- 5 本仕様書に記載のない事項については、委託者との打合せによる。

III 管理業務の目的と方法

1 植栽管理

(1) 剪 定

- ア 剪定は、不必要な枝葉を除去し、樹木の生理的な生長のバランスと美しい樹形を保つことを目的とする。
- イ 高木の剪定時期は、樹種によって異なるが一般的に新芽が出揃い樹形が固まった頃を目安とする。しかし、花木類の場合はおおむね花の咲き終わった直後に剪定を行う。
- ウ 剪定すべき枝として、枯れ枝や病害虫に侵された枝を切り、ひこばえ、胴吹き、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、立ち枝、懐枝、平行枝などを切除する。

- エ 低木の剪定は、花の咲き終わった直後に剪定を行う。
- オ 剪定後に、枝葉が樹冠内に残らないように取り去り、周辺をきれいに清掃し、枝葉は指定箇所へ運搬処理すること。

(2) 人力除草

- ア 人力除草により、低木・地被類の良好な育成と美しい景観を保つことを目的とする。
- イ 人力除草の時期は、4月～10月とし、雑草の繁殖状況を確認の上、適期除草を行う。
- ウ 人力除草は、低木・地被類の植栽地内を行うものとし、既存植物を痛めないように根から取り除く。
- エ 既存植物の根が浮き上がった場合には、よく抑えて植え直す。
- オ 除草した草は指定箇所へ運搬処理し、除草跡はきれいにならし清掃を行うこと。

(3) 芝刈り

- ア 芝刈りは、芝生の分けつを促進させ芝生面を平滑にし、景観を保ち健全な育成を促すことを目的とする。
- イ 芝刈りの時期は、5月中旬～9月下旬とし、生育期間中2cm前後の刈込み高にて刈込む。
- ウ 芝生地内にある石、雑物等の障害物はあらかじめ取り除く。
- エ 芝生地内にある樹木、草花、施設などを損傷しないよう注意し、刈りむら、刈残しのないよう均一に刈り込む。
- オ 樹木の根際、施設のまわりなど、機械刈りが不適當または不能の場所は手刈りとし、無理な機械刈りは行わないこと。
- カ 刈り取った芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃を行い、指定箇所へ運搬処理すること。

(4) 除草材散布

- ア 除草剤散布に当たっては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全および樹木、地被植物への薬害に十分注意すること。
- イ 薬剤散布実施に先立ち、対象となる雑草の種類、育成段階（休眠期、発芽前、幼葉期、盛期）を考慮し、薬剤を選定し散布すること。

(5) 防除

- ア 病気や害虫により樹木が著しく損傷を受けたり、美観が損なわれるのを防ぐことを目的とする。
- イ 防除の時期は、害虫の種類および天候状態などにより異なるため害虫の発生を発見または、予想される場合は、早めに対処すること。

ウ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等で定める使用安全基準、使用方法を厳守し、人畜の安全および対象樹木の薬害に十分注意すること。

エ 薬剤の散布は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行い、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施すること。

オ 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫害被害部分を中心にむらなく散布すること。

カ 散布に際しては、風上に背を向け後ろ向きに移動しながら、風下に向かって散布する。また、周囲の対象物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。

キ 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用し作業を行うこと。

(6) 施肥

ア 施肥は、人工的に養分を供給し樹木を健全に育成させることを目的とする。

イ 施肥の時期は、春の萌芽期に根の活動が盛んになる頃に行う。

ウ 高・中木への施肥は、樹木の幹を中心に葉張り外周線下に縦穴を掘り、所定の固形肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20 cm程度とする。

エ 生垣への施肥は、生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、所定の固形肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20 cm程度とする。

オ 低木・地被・芝への施肥は、植込み地へ所定の粒状肥料をむらなく均一に散布すること。また、原則として降雨直後で葉面が濡れている時は行わないこと。

(7) 冬囲い設置・撤去

ア 冬囲いは、樹木の枝折れや損傷、倒木防止を目的とする。

イ 冬囲いの設置時期は、11月下旬～12月中旬の積雪前に行い、雪融け後の

3月中旬以降に冬囲いの取りはずしを行う。

ウ 高木の冬囲いは竹骨組ネット巻きとし、ネットは遮光性の低いものを使用する。

エ 低木（サツキ）の冬囲いは縄しぼりとし、外側にはった枝をしおりあげ、わら縄で2～3箇所程度固定する。

オ 低木（カンツバキ）の冬囲いはスダレ巻きとし、樹高を考慮し、スダレを三角に結束し、雪が乗らないよう施工する。

カ 取りはずしにあたっては、しおられた枝を広げるようにし、花芽、枝葉などを傷つけないよう注意して行う。

(8) その他

- ア 剪定等による発生材は、場外に搬出し、適正に処理するものとする。
- イ 本植栽管理に必要な資材の費用は経費に含むものとする。

2 墓地管理

(1) 巡視点検

- ア 巡視点検は、墓地内の施設等の損壊、植栽の生育状況、消耗品の消耗状況等を確認するものとする。
- イ 巡視点検の時期は、月1回以上、4月～12月および3月に行うものとする。
- ウ 巡視点検に併せ、トイレの清掃、トイレットペーパーの補充を行うものとする。

(2) 供物の撤去

- ア 供物の撤去は、お盆、お彼岸（秋、春）の後に行うものとする。
- イ 撤去した供物は、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(3) 供花の撤去

- ア 供花の撤去は、月2回以上、4月～12月および3月に行うものとする。
- イ 撤去する供花は、枯れたものに限る。
- ウ 撤去した供花は、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(4) 塔婆板の確認

- ア 塔婆板の設置は、原則的にできないことになっているため、発見次第、生活総務課に連絡すること。なお、設置されていた区画が明確な時は、区画番号を確認するものとする。

(5) 浸透枿清掃

- ア 浸透枿清掃の時期は、浸透枿内の堆積状況を確認し、適切な時期に行うものとする。
- イ 清掃に伴い生じた土砂等については、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(6) 場内清掃

- ア 場内清掃の時期は、お盆、お彼岸（秋、春）の前に行うものとする。
- イ 清掃に伴い生じた発生材等については、場外に搬出し、適正に処理するものとする。

(7) その他

- ア トイレットペーパー以外の本植栽管理に必要な資材の費用は経費に含むものとする。